

各就労継続支援（A型・B型）事業所
管理者 様

愛知県福祉局福祉部障害福祉課長

過年度における平均賃金月額及び平均工賃月額の修正について（通知）

このことについて、令和 8 年 3 月 24 日付け事務連絡で厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から別添のとおり、通知がありました。概要については、下記のとおりですので、内容について、御承知おきいただき、今後の事務の参考としていただきますようお願いいたします。

記

1 修正の内容

厚生労働省において、とりまとめを行っている「工賃（賃金）実績報告」において、過年度分の平均工賃（賃金）月額に修正が生じたものです。

(1) 就労継続支援 A 型事業所の平均賃金月額

年度	修正前	修正後	増減（修正後－修正前）
令和元年度	78,975 円	78,971 円	－ 4 円
令和 4 年度	83,551 円	83,552 円	＋ 1 円

(2) 就労継続支援 B 型事業所の平均工賃月額

年度	修正前	修正後	増減（修正後－修正前）
令和元年度	16,369 円	16,371 円	＋ 2 円
令和 5 年度	23,053 円	22,649 円	－ 404 円

2 今回の修正に伴う影響

(1) 目標工賃達成加算の要件変更

令和 8 年度及び令和 9 年度の目標工賃達成加算の加算要件が変更となります。具体的には、下表のとおりです。

加算年度	修正前	修正後
令和 8 年度	令和 7 年度において、前年度実績を <u>6,022 円</u> 以上上回る目標を達成すること	令和 7 年度において、前年度実績を <u>5,618 円</u> 以上上回る目標を達成すること
令和 9 年度	令和 8 年度において、前年度実績を <u>1,088 円</u> 以上上回る目標を達成すること	令和 8 年度において、前年度実績を <u>1,492 円</u> 以上上回る目標を達成すること

○今回の修正に伴い目標工賃達成加算算定が可能となった事業所の手続きについて

本来、令和8年4月分の報酬（加算）の体制届は、3月15日（消印有効）までに提出された届出のみ認められますが、今回の平均工賃月額修正に伴い、目標工賃達成加算の算定が可能となった事業所については、提出期限までに提出された令和8年4月分の体制届を受理します。（今回の平均工賃月額修正に伴い加算の要件が満たされた場合に限りです。）

・提出期限

令和8年4月30日（必着）

・以下の宛先まで郵送により提出すること。

〒460-8501（住所不要） 愛知県福祉局福祉部障害福祉課障害福祉事業所支援室

・提出様式等の詳細は県ホームページを確認すること。

障害者総合支援法：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/shakasan.html>

(2) 事業所工賃向上計画の見直しについて

事業所工賃向上計画については、平成24年4月11日付け障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」に基づき、見直しがある場合は、各年度5月末日までの提出を依頼しております。

本来、現時点では、令和8年度以降の目標工賃の見直しのみ認められますが、今回の平均工賃月額修正に伴い、令和7年度の目標工賃を見直すことが必要な場合は、令和7年度の目標工賃の見直しを行った、事業所工賃向上計画の提出を受理します。（今回の平均工賃月額修正に伴う見直しに限りです。）

事業所工賃向上計画（令和7年度目標工賃）の見直しが必要な場合は、令和8年4月30日（木）までに見直し箇所を朱書きして、県障害福祉課あてメール（shogai@pref.aichi.lg.jp）にて御提出いただくようお願いします。

担 当 （事業所工賃向上計画に関すること）
地域生活支援グループ
（目標工賃達成加算に関すること）
事業所指導第一グループ
電 話 052-954-6292（ダイヤルイン）
052-954-6317（ダイヤルイン）